


令和4年6月3日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 

令和3年(当)第91号 贈与契約金請求事件 (通常手続移行後)

口頭弁論終結日 令和4年5月11日

判 決

仙台市 

原 告 

仙台市 

被 告 

主 文

- 1 被告は、原告に対し、32万5000円及びこれに対する平成24年1月1日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由


第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告との間で平成17年12月25日頃に締結した原告が被告から600万円の贈与を受ける旨の贈与契約に基づいて、567万5000円の支払は受けたが、残額32万5000円の支払を受けていないとして、同額及び最終支払期限の翌日からの民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の利率による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実

- (1) 原告と被告は、原告が兄、被告が弟の関係にある兄弟である。
- (2) 原告と被告は、平成17年頃、両者の母  が所有していた土地を

被告が単独で無償で受贈し、その見返りに被告が原告に600万円を贈与する旨の合意をし、同年12月25日頃、被告が原告に対し600万円を次のとおり分割して支払う旨の贈与契約書（甲1）を取り交わして、贈与契約を締結した（以下「本件贈与契約」という。）。

ア 平成17年から平成22年まで毎年12月末日限り50万円ずつ合計300万円

イ 平成23年12月末日限り300万円

(3) 被告は、原告に対し、アの支払を完了したが、イについては平成23年12月28日に267万5000円のみを支払った。

2 争点

原告が自己破産手続をとる際に要した弁護士費用32万5000円について、被告が、立替払をしたとして、贈与すべき金額から同額の差引きを行ったことの適否

(被告の主張)

被告は、原告が自己破産手続をとる際に要した弁護士費用32万5000円について、原告のために立替払をした。

被告は、平成23年12月に267万5000円を振り込む際に、電話で原告に連絡して、上記金額を差し引く旨を伝え、原告の了解を得た上で振り込んだ。

(原告の主張)

上記差引きについて合意をしたとの事実は、否認する。

32万5000円は、母から援助を受けたものである。

第3 争点に対する判断

1 証拠（甲3の1ないし3、乙2）及び弁論の全趣旨によれば、平成15年1月8日に、被告が原告の自己破産手続のための費用として弁護士に19万9500円支払った事実が認められ、被告が原告のために有益な費用を支出してい

ることが認められる。

しかし、証拠（甲10の1ないし10、甲16）によれば、平成16年3月31日から平成17年9月16日にかけて、上記手続のための費用として、原告も弁護士に合計11万5500円支払っている事実が認められるのであり、被告が32万5000円全額について立替払したとの事実を認めるに足りる証拠はない。

2 また、前提事実及び上記証拠によれば、被告が原告の破産手続のための費用を弁護士に支払ったのは、平成15年1月8日であり、原告と被告とが本件贈与契約を締結した平成17年12月より以前であったと認められるところ、被告において、原告に対して立替金を有しており、支払を求める権限を有していたとすると、本件贈与契約締結の段階で、同額を控除することが可能であったにもかかわらず、そのような措置が執られたと認めるに足りる証拠はない。

さらに、被告は、現実に支払を開始した平成17年12月末日以降、被告が主張する立替金を超える金額を毎年原告に対し支払い続けていたと認められるのであり、最初の支払から差引きが可能であったにもかかわらず、最終回において差し引こうとしたというのは合理性に欠けるというべきである。

なお、請求が平成23年12月になった点について、被告は、母の亡くなった後に清算したかったなど主張する。しかし、本件贈与契約は、母の生前に、原告と被告との間で母所有の土地の承継を明らかにし、差額を清算しようとしたものであり、贈与契約において原告の取り分を明定することは、母の生前であることが何ら障害とはならないはずであり、被告の主張を採用することはできない。

おって、被告は、破産手続費用は母から援助を受けたものであるとする原告の主張に対し、母は平成15年当時被告の扶養親族であった旨主張し、それに沿う証拠（乙3）を提出するが、それだけで直ちに母に原告への援助資金がなかったとまではいえないというべきである。

- 3 そのほか、原告において平成23年12月の支払の際に32万5000円の差引きを了解したとの被告の主張は、当該合意の事実を認めるに足りる証拠がなく、証拠（甲2の1、2）によれば、原告が翌年の平成24年6月5日には代理人弁護士に委任して、同額の支払を催告していると認められることからしても、疑わしいといわざるを得ない。
- 4 被告において、32万5000円の支払請求権があり、原告の同意のもとに、贈与金額から控除したとの事実は、そのほかの本件全証拠によってもこれを認めるに足りず、被告の主張を採用することはできない。
- 5 以上によれば、本件贈与契約に基づく原告の請求は理由がある。

仙 台 簡 易 裁 判 所

裁 判 官

菊 地

努

これは正本である。

令和4年6月3日

仙台簡易裁判所立会係A係

裁判所書記官 松尾祐

